酒とスピードに酔うな!!

12月11日～1月10日は「冬の交通事故防止運動」が実施されます

年末のあわただしさは、一年のしめくくりを感じさせます。車を運転する人にとっては、そのあわただしさのために、安全運転になってはならない〝ゆとり〟を奪われ、ついスピードを出し過ぎてしまうようです。また、年末は忘年会などで酒を飲む機会も増えます。

ドライバーにとって、最も注意しなければならない時期を安全に過ごすため、十二月十一日から一月十日まで、「冬の交通事故防止運動」が行われます。運動の重点は、①飲酒運転の追放 ②スリップ事故の防止 ③踏切事故の防止 ④歩行者・自転車利用者の事故防止の四点ですが、今号では、スピードの出し過ぎの怖さと飲酒運転の恐ろしさについて取りあげてみました。

年末年始のあわただしさのなかでも、「ゆとり」を忘れず、「思いやりの心」で安全運転を心がけ、事故を防止しましょう。

死亡事故原因の第二位は〝スピード違反〟

車を運転していると、「制限速度四十キロ」や「徐行」といった速度標識をよく目にしますが、車の持つ最も本質的な機能は、その「スピード」にあるといわれています。しかし、現実には、いろいろなスピード制限があって車本来の機能に〝制約〟が加えられています。それは、速度が〝事故の危険〟をはらんでいるからです。

昭和五十八年の死亡事故をみると、スピード違反によるものは約二三%、ほぼ四件に一件の割合となっています。これは、わき見運転や前方不確認などの安全運転義務違反による事故に次いで、二番目に多い死亡事故原因となっています。

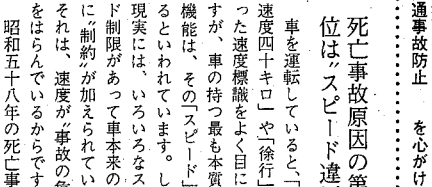

速度と視野の広さ
(視力0.1 以上で見える範囲)

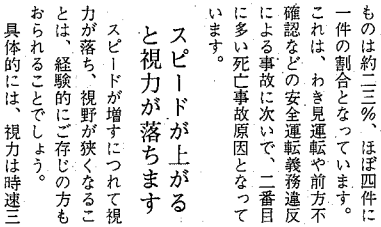

スピードが上がると視力が落ちます

スピードが増すにつれて視力が落ち、視野が狭くなることは、経験的にご存じの方もおられることでしょう。

具体的には、視力は時速三十キロぐらいで四分の三に落ち、時速七十キロくらいになると、半分くらいまで低下してしまいます。また、視野もスピードが上がるほど狭くなっていきます。時速四十キロのとき一〇〇度くらいあった視野が、時速百キロになるとわずか前方四〇度くらいになってしまいます。

スピードを出せば出すほど視力が弱まり、視野が狭められるという事実を知り、スピードは控えましょう。

スピードの二乗に比例する衝撃

スピードを出して壁などに衝突したときの衝撃は、スピードの二乗に比例します。例えば、時速二十キロが六十キロになった場合、スピードは三倍に増えていますが、衝撃は九倍にもふくれあがります。そして、この六十キロのスピードでコンクリートの壁にぶつかったときは、ビルの五階(約十四㍍)から落ちたときと同じ衝撃を受けます。

スピード事故の多くが、死亡や重傷事故になりやすいのは、このような衝撃によるものです。

ブレーキを踏んでも車は急に止まれない

走行中の車に急ブレーキをかけても、すぐには止まりません。車はスピードが出ていれば出ているほど、停止するまでに長い距離が必要です。また同じ速度でも、路面の状況によって停止距離は大きく異なります。

雨天の場合、車が停止するまでの距離は、道路が乾いているときの一・五倍以上かかります。特に冬場の道路は、凍っていたり、雪のためスリップしやすくなっています。このような状況でスピードを出し過ぎるのは、危険きわまりないことです。制限速度を守るとともに、状況に応じたスピードで安全運転を心がけましょう。

お料理って楽しいな

さる11月18日、荻川地区公民館で「親子料理教室」が開かれました。これは、公民館で行っている「にこにこ親子ふれあい学習」の1つとして行われたもので、参加された12人の親子が取り組んだメニューは、チーズケーキとクレープチョコレート、そしてコーンスープでした。

お買物、ご用命は市内で

2×4住宅
グローバルホームからのお知らせ。
省エネキャンペーン実施中
今年の冬は暖房費をグーンと節約！
住まいの床下、屋根ウラ断熱工事で冬場の暖房費を20%も節約！
夏場ももちろん、冷房効率をグーンとアップ！

【断熱施工工事価格一覧表】

	6帖間	8帖間	10帖間
床下	7200円	9600円	12000円
天井	5700円	7600円	9500円

(グラスウール50mm厚使用)

GLOBAL HOME CO.,LTD SINCE1984　株式会社 グローバルホーム ☎4-8047 (滝谷本町 やませプラザ前)
2×4住宅設計施工・インテリアコーディネート・増改築工事・リフォーム

任期満了に伴う市長選挙と欠員補充のための市議会議員補欠選挙の執行予定が、次のように決まりました。

市長選挙と市議補欠選挙
明年一月二十日(日)の予定

■告示…昭和六十年一月十三日(日)
■投票・開票…昭和六十年一月二十日(日)

なお今回の選挙の立候補予定者説明会を、十二月二十一日(金)の午後一時三十分から市役所三階委員会室で行います。立候補を予定される方や、選挙運動の中心になられる予定の方々は、ご出席ください。

後を絶たない飲酒運転による交通事故

〝乗るなら飲むな、飲んだら乗るな〟という標語はあまりにも有名です。そして交通違反のなかでも、飲酒による違反はことのほか罰則が重く、社会的にも許されるべき行為ではありません。

ところが、相変わらず後を断たないのが、飲酒運転による交通事故です。どんなに酒に強い人でも、酒と車の運転は両立しません。

アルコールが身体機能にどのような影響を及ぼすか、ひいては車の運転にどのような影響を与えるか――飲酒運転の危険性をよく知って〝乗るなら飲まない〟ことをさらに徹底厳守するように心がけましょう。

飲酒で鈍る自制心と判断力

酒に酔った状態というと、足元がふらつく、目がすわるなどが想像されますが、実は、こうなる前に、すでにアルコールは自制心や判断力に悪影響を与えています。

見た目には酔ったように見えなくても、自制心や判断力が、かなり鈍くなっています。それにもかかわらず、自分ではアルコールの〝危険な落とし穴〟があるのです。その結果、アルコールが入ると、かえって知覚作用や運転技能が平常よりも良くなったと感じ、危険な追い越しなどを平気でするようになってしまいます。

運動神経の機能なども低下します

アルコールによる影響によって視力が落ちたり、運動筋肉をコントロールする神経が侵され、刺激に対する反応などが鈍くなったりします。

これら、アルコールによる障害をまとめてみると、次のようになります。

①…視力障害、特に動いているものを見る動体視力に障害が起きる。また視野が狭くなり、一点を中心に周りが見えなくなる「トンネル視」の状態になる

②…下肢運動神経の機能が低下し、ブレーキの遅れ、アクセル、クラッチなどの操作が乱暴になる

③…集中力が鈍り、身体平衡感覚や握力が低下し、疲労感が高まる

飲酒運転の防止はドライバーの自覚から

「自分は酒に強い。一合くらいなら運転しても平気」というのは大きな誤りです。少しでも酒を飲めば、自制心が失われ、運動機能や知覚機能が鈍くなります。

ひとたび事故を起こすと、死亡事故につながりやすい飲酒運転。酒の強い弱いにかかわらず危険であることを肝に銘じ、「乗るなら飲むな、飲んだら乗るな」を実践しましょう。

酒酔い運転と道路交通法

道路交通法では、第六五条第一項に酒気帯び運転の禁止を規定しており、第二項で酒気帯び運転をする恐れがある者に対し、酒類を提供したり、または飲酒をすすめてはならないとしています。

第一項に違反して酒に酔った状態で車を運転した場合は、二年以下の懲役または五万円以下の罰金。また、身体に保有するアルコールの量が、血液一㍑につき〇・五㍉㌘以上、または呼気一㍑につき〇・二五㍉㌘以上(道路交通法施行令第四四条の三)であるときは、三月以下の懲役または三万円以下の罰金に処するという規定が設けられています。

〈注〉アルコールの量が血液一㍑につき〇・五㍉㌘以上または呼気一㍑につき〇・二五㍉㌘以上とは、一般的には次の飲酒量に相当します。

日本酒(一級)……二〇〇㎤
ビール……七六〇㎤
ウイスキー(40度)……八〇㎤

これらを二十～二十分で飲んで、三十～六十分後の状態。もちろん、人によって、あるいはそのときの心身の状態によって多少の違いがあることは言うまでもありません。

お買物、ご用命は市内で

銘菓 栗太郎
和洋御菓子司
田家屋
新津市本町四
TEL(2)〇四三〇

銘菓 雪かこい
和洋御菓子司
駿河屋
新津市本町二
TEL(2)〇五四三

耳鼻咽喉科 坂爪医院
〈診療時間〉
平日　午前7:30～12:00　午後2:30～6:00
土曜　午前7:30～12:00　午後1:00～3:00
新津駅前通（英進堂トナリ）TEL(4)5588